

鯨 研 通 信

第 347 号

1982年10月

財団法人 鯨類研究所 〒 135 東京都江東区越中島 1 丁目 3 番 1 号 電話 東京 (642) 2888 (代表)
日本捕鯨協会



捕 鯨 と モ ラ ト リ ア ム

日本捕鯨協会 長 崎 福 三

ま え が き

第34回国際捕鯨委員会(1982年7月、イギリス・ブライトン)において、3年後から商業捕鯨を全面的に停止するという、時間的な猶予をおいた捕鯨モラトリアムが採択された。時間的な猶予を置いたために、この措置を捕鯨のフェイズ・アウトともフェイズ・ダウンとも言う人がある。しかし、どのようによぼうともモラトリアムであることに変わりはない。この採択案によると、今年から3年間は捕鯨をつづけることができるが、その後は商業捕鯨は全面的に禁止され、姿を消すことになる。そして、遅くとも、その時点から5年後には捕鯨の再開について検討が行われるという内容のものである。この案の提案国はセイシェルである。セイシェルの代表によれば、これはモラトリアムではなく、捕獲ゼロという、従来の捕獲頭数制限を拡大したにすぎないという。しかし、全鯨種に一律に適用する以上、モラトリアム以外のなにものでもない。ここで捕鯨をめぐるモラトリアム問題について経緯を辿りながら、その内容を検討してみることにしよう。しかし初めに断っておかなければならないが、モラトリアムに関する論議は是非の立場にあるものが、夫々次元の異ったベースの上に立っているために、納得のいく爽りのある議論はとても期待できない。

1972年ストックホルム

モラトリアムとは漁業管理の世界では聞きなれない用語である。本来は金融政策などのうえで、ある期間支払を全面的に停止するような措置に使われるらしい。つまり異常状態を正常にもどすために、一時的に経常的活動を中止することを意味している。捕鯨にこ

れをあてはめれば、捕鯨を行う状態は経常的であるが、例えば鯨が何らかの理由で絶滅つひんしたり、資源状態が変化した場合、好ましくない状態を改善し、正常な状態にもどすために捕鯨を一時的に中止するというものである。したがって、もし状況がもとにもどれば当然経常的な活動は復活する。したがって捕鯨のモラトリアムを全面的、恒久的禁止と受けとるのは誤りである。あくまで一時的、暫定的措置と理解すべきものである。しかし、実際に国際捕鯨委員会の場では、モラトリアムが更に進んで、文字通り無期限の全面禁止にまで拡大され、提案されてきたことは事実である。これはもうモラトリアムではない。捕鯨禁止が資源減少や鯨の絶滅を防ぐためのものであれば、対応措置としては資源が回復するまでのモラトリアムということにより、一方鯨を殺すこと自体に反対するならば無期限の全面禁止となる。

国際捕鯨委員会(以下略してIWCとよぶ)で最初に捕鯨のモラトリアムが問題になったのは1972年の年次会議であった。その年の6月、ストックホルムで113カ国の代表が出席して第一回国連人間環境会議が開催され、ここで「天然資源管理の環境的側面」という課題のもとで、捕鯨に関し、以下のような決議文が採択された:

「各国政府は国際捕鯨委員会を強化し、国際的研究努力を増強し、また、緊急な事項として、関係国すべてを含む国際捕鯨委員会のもとで、商業捕鯨の10年間のモラトリアムについて、国際的合意をすることを要求するよう勧告する。」

この決議文の採択がその後の捕鯨禁止運動の直接の引きがねになる。しかし、この決議文を読むと、いくつかの重点な疑問点に気がつく。

第1は捕鯨が環境問題としてとりあげられた理由である。世の中に絶めつにひんした動植物は少ない。そしてまだ保存の手がさし伸べられてないものも多い。しかし捕鯨は以前からIWCの手によって管理が行われてきた。この鯨を対象にする捕鯨が環境問題の一環としてとりあげられた理由は何であろうか? 「鯨すら絶めつから救えないで、どうして環境問題が論じられるのか?」ということかもしれない。もしそうであれば他の動植物も鯨と同じように環境問題としてとりあげられることによる。ここに「環境問題として」といったのは、利用上の保存と環境維持のための保存とは必ずしも同じではないからである。一般に生物を利用する場合、資源がある程度減少することは止むをえない。資源を減らさずに利用することはできない。しかし環境論者は資源を減すことに神経質である。この問題は鯨に限らない。

第2は捕鯨を環境問題としてとりあげる以上、環境保持の考え方は本来の「捕鯨」に関する取締りのための条約の主旨にはなじまないということである。現行の捕鯨条約は捕鯨業の合理的発展を意図したものであり、環境としての鯨の保護を目的としたものではない。したがって、もし環境会議で決議するとすれば「国際捕鯨委員会を強化」するより、これを解体し、別な主旨の国際条約によって置き代えるのが筋になる。現行条約の枠の中で捕鯨業を否定するのは理に合わない。

第3はより重要な問題を含んでいる。一步をゆずって、委員会として決議案を受け入れたとしよう。10年間のモラトリアムによって相当規模の鯨の捕獲は全くできないことになる。当然のことながら捕鯨企業は消滅し、これと共に捕鯨の技術も消えることになる。そんな状態の中で、どうして「国際的研究努力を増強」することができるだろうか。それは鯨の研究の放棄に等しい。研究活動の拡大については、まず鯨の研究者の見解を尊重すべきであり、素人が研究の増強などと言っても実際的ではない。

以上のように、1972年以降論議されてきたモラトリアムに関する論争の芽は、ストックホルムの決議文そのものの中にあつたと言ふことができる。

モラトリアムから管理論へ

1972年のIWC年次会議の際上記環境会議の事務局長であった Maurice Strong が捕鯨委員会に出席し、前記決議文を伝達するとともに、世界の各国が鯨資源を捕獲対象資源としてだけでなく、より広い意味の資源としてとらえていることを指摘した。このあたりか

ら、いわゆる *consumptive use* と *non-consumptive use* といった2つの考え方がでてくることになる。この決議をうけてアメリカ合衆国は商業捕獲の全面的モラトリアムを実施するために、1973年に条約の附表を修正し、すべての捕獲割当数をゼロに書きかえるよう提案した。提案に際しアメリカは「鯨資源の状態に関する知識は不十分であるため、現在とりうる最も適切な方法は捕鯨を中止することである」とし、「科学的研究の努力を増強し、新しい調査方法を開発することが必要である」とのべている。一方、科学小委員会はモラトリアムに対し、明らかに反対の見解を示し、鯨の管理はストック毎に個別に行うのが妥当であり、全面的モラトリアムは科学的に正当化することはできないとし、もし、モラトリアムを行えば「本来研究活動を実質的に増大させなければならないのに、調査はおそらく低減する結果になる」と悲観的である。このあたりから科学委員会の見解が本会議に反映されない事態がしばしば起こりはじめた。モラトリアム提案は本会議では賛成4、反対6、棄権6で否決された。

1973年の年次会議においても再びモラトリアムが提案された。ここでも科学小委員会は鯨のストックごとの管理が必要であるとし、モラトリアムは現在の段階では科学的正当性はないと述べている。それにもかかわらず、アメリカは、3年以内に、向う10年間、すべての種類を対象とする捕鯨を停止するというモラトリアム提案を行った。但しここでは絶めつの危険のない原住民による捕鯨は除外している。アメリカ提案の主旨は、すべての大型鯨はいちじるしく減少しており、過剰捕獲の状態であるばかりでなく、保護に必要な鯨に関する知識も不十分であるとし、早急に資源を回復するためにはモラトリアムが必要であるという。明らかに、さきに述べた科学小委員会の見解とは対立している。このあたりからIWCの活動が本来の正常な軌道を逸脱しはじめるのである。本会議でのモラトリアムに対する投票結果は賛成8、反対5、棄権1であった。

1974年、この年の年次会議においてもアメリカは再び全面的モラトリアムを提案した。来年の委員会(第27回)以前に、むこう10年間の全面的モラトリアムを行うというのが主旨であった。この年も科学小委員会は前年の見解を確認している。しかし、ここで新しい動きが起こった。アメリカのモラトリアム案に対するオーストラリアの修正案である。これによる鯨資源を将来の利用のために保存、増大させる必要があるとし、条約が要求している鯨製品の消費者および捕鯨業

の利益を考慮し、鯨資源の管理を頭数単位の最大持続生産だけでなく、重量による生産をも考えに入れ、さらに生体系の中での種間関係を考慮するということになっている。内容としてはアメリカ案の修正というより、はるかに条約の精神の原点に戻った考え方である。そして、上記の目的を果すために、すべての鯨のストックを次の3つの段階に区分、分類する。

i) 初期資源。まだ開発の余地を残したストックで、管理された捕獲によって、MSY又は最適水準にいたるまで、捕獲によって資源量を下げてもよい。

ii) 維持管理資源。MSYの水準近くに維持され、捕獲の割合が好ましい状態又はそれに近い水準にあるもので、当然捕獲が可能になる。

iii) 保護資源。MSY水準以下に低下し、保護措置によって資源を回復させなければならないストックで、捕獲は禁止になる。

このようなストックの分類や規準は科学小委員会によって決定される。この提案は多数国の支持を受け、本会議で採択された。アメリカのモラトリアムに代る「修正案」という形で提示されているので「オーストラリア修正案」とよばれているが、この二つの提案は内容的には全く異なる性質のものである。鯨のストックの資源状態を明らかにし、これにもとずいて利用程度を決定し、資源が妥当な水準以下である場合には捕獲を禁止して、まず回復を計ろうという考え方であるから、一般的な生物資源利用の通常な手順と変りはない。

この提案に基づいて、個々のストックの利用状況が検討されはじめた数年間は、モラトリアムの提案は姿を消していた。そういう意味で新しい管理措置(NMP)はモラトリアムの代案であったということができよう。NMPは1975年から実際に導入されはじめた。この頃からIWCの規制は、この規準ののっとり行われはじめたので、きびしさを増す結果になった。1974/75年漁期の割当が1,000頭であったが、南氷洋のナガスクジラは1975/76年漁期には220頭に削減され、76/77年漁期には保護資源と認定され割当量はゼロになっている。南氷洋のイワシクジラも75年以降急に割当量は減少し、78年には保護資源と認められている。マッコウクジラも76年から徐々に割当量は低下している。一方、北太平洋ではナガスは75年以降、イワシクジラも同じ年から保護資源になっている。日本に直接関係したストックだけでもこのように、75年を契機に規制は一段ときびしくなった。このような意味でNMPは効果を発揮したということができよう。

このような規制上の急激な変化はNMPが有効に働きはじめたことを意味しているが、一方ではつぎつぎと保護資源のレッテルをはられるものがでたりしたために、さらに強い規制をしなければ現在捕獲の対象になっている鯨のストックも減少してしまうのではないかと一般の危惧を生んだことも事実であろう。その現われであるかのように、第31回年次会議(1979年)には再びモラトリアムが論議されるようになる。

再びモラトリアムへ

第30回年次会議(1978年)にはモラトリアムの提案はなかった。しかし、議題の中には「鯨類捕殺の倫理についての検討」という項目が含まれていた。この議題は予め科学小委員会によっても論議された。しかし「倫理性」の問題を提示されて、科学小委員会も戸惑ったようであり、この問題を検討する資格が当小委員会にあるとは思えないという見解が強かった。その結果、事務局が鯨の行動生態に関する情報を集める努力をするという程度のことで終わっている。ここで科学小委員会は次のような意味の見解を示している。1975年以降NMPの導入によって個々のストックについての検討が進み、効果的な規制を継続するかぎり、鯨資源が絶めつするというおそれは殆んどない。一方、モラトリアムを導入すれば、鯨類の絶めつの懸念は全くなくなるが、モラトリアムは広汎な一律規制であるから、個々のストックの特殊な条件を考慮した対応をすることはできず、委員会の本来の目的である資源の持続的収穫も実現できないとし、「現行の管理方式は収穫をつづけながら、鯨種や主要なストックを、殆んどリスクをおかすことなく、将来の世代に引きついでいくための安全装置の役目を果しているというのが小委員会の意見である」と述べている。つまり、小委員会はこの時点でもNMPに自信と信頼を置いていたことは明らかである。

第31回年次会議では、寝ていた子供が起きたように一斉にモラトリアム提案が現われはじめた。また、これに加えてサンクチュアリーの設定という提案も加わった。科学小委員会のNMPに対する期待も反捕鯨国の活動を抑えることはできなかったことになる。オーストラリアの提案はworld-wide ban of whalingであり、捕鯨活動の全面的禁止を意味している。この提案はもう一時的停止を主旨とするモラトリアムとは基本的に相違している。どのような状態であろうと捕鯨は禁止さるべきものであるということになる。

このような提案をうけて科学小委員会は当惑したようにみえた。その主旨は小委員会が対象としている課題とはかけ離れすぎており、全く別な基盤にのった問題だからである。捕鯨の全面的禁止を提案する以上、その理由が示されなければならない。この点について小委員会は「提案国が一体何を意図しているのかという点について何ら情報が与えられていない」と当惑の色をみせている。しかし、案ずるに倫理的、生態的、文化的、審美的または他の要素が含まれているに相違ないとし、このうち倫理的、生態的問題だけが生物学的側面と関連していると判断している。勿論これらの課題を小委員会に附託しても明確な解答が期待できるわけではない。生態的側面をとっても、捕鯨の可否を断ずるに足る情報があるう筈はない。

南氷洋では過去の鯨の捕獲によって、特定のヒゲ鯨の資源が減少したために、ここでの生体系の中で主要な餌であるオキアミを摂取している他の種の鯨、海鳥、アザランまたは魚類や頭足類などの間に種間の量的影響が生れているはずである。しかし捕鯨停止によって、このような種組成がどう変化するか、何も明らかにされていない。また、捕鯨を停止させることによって、捕獲が行われた以前の種組成に戻せるという証拠もない。しかし、一方、従来のような選択的捕鯨を続けることによって、もとの組成に戻せるという保証もない。したがって、捕鯨停止によって生態的に好ましい結果を生むか、そうでないのか、という点については何の解答も与えられていない。捕鯨の倫理的な側面について科学小委員会が検討するといっても、これも場ちがいであり、鯨の知識や行動生態が若干関連してくる程度である。

第31回年次会議（1979）ではアメリカも、すべての商業捕鯨の禁止という提案をだしている。これが、さきのオーストラリア提案と異なる点は、一方が「捕鯨」を対象としているのに対し、他方は「商業捕鯨」だけを対象にしている点である。アメリカの提案はベーリング海におけるエスキモー部落でのホッキョクジラの捕獲を禁止から除外することを意図している。一方、セイシェル（この年に条約に加盟した）はマッコウジラの商業捕獲を3年間禁止するという提案を行った。対象は特定の種に限定してはいるが、3年間という期限つきであるからモラトリアムである。主旨は、3年間、この鯨種の捕殺を中止して、この間、この鯨に関する生物学的諸特性を明確にし、有効な管理措置を作ろうということであった。

このような捕鯨禁止又はモラトリアムの提案がでる

背景として、小委員会は鯨の資源評価及び管理の面から3つの問題を指摘した。

A. 現行のNMPが鯨の管理に十分な措置といえるかどうか？ この問題は鯨の資源評価の信頼度、正確度にかがっている。

B. 鯨資源評価の不確実性が長期間つづいた場合、管理結果は一体どうなるのか？

C. 捕鯨継続、モラトリアムまたは捕鯨の全面的禁止の規制をそれぞれ実施することによって、上記の資源評価の不確実性がどの程度解決されるだろうか？

Aの点、つまり新管理方式の効果は明らかに鯨の資源評価の正確度に関係している。1975年NMPが導入されてから、ストックごとに管理方法が検討されており、評価に必要なデータの精度も高まってきたとみられている。しかし鯨の生物学的知見はまだ不十分な点が多く、それだけにNMPの運用には注意深い配慮が必要である。捕鯨や鯨の管理上必要でありながら、まだ十分に情報がえられていない点としては以下があげられる。

1) ストックの分離について十分な知識がえられていない。

2) 資源解析に用いられるモデルがまだ完全に妥当なものではなく、ポピュレーションのパラメーターの正確度にも問題がある。

3) CPUの正確さにも疑問がある。つまり努力量を正しく数値化する方法に問題がある。

4) 捕鯨委員会に加盟していない国による捕鯨操業が行われている。その統計は委員会には報告されていないし、正確な統計をとることはできない。

5) ある種の鯨の減少によって、他の鯨種が増加し、そのために特定の鯨種を保護しても資源量が期待するように増加しないといった、鯨種間の競合の問題があるが、このように高度な生物学的情報は殆んどえられていない。

また、マッコウジラについては、その特殊な生殖生態のために資源評価が難しいという事情がある。そのためにこの鯨種についての資源評価は正確度を欠くという意見がかなり強く、従来の資料を十分に検討する時間的余裕をもつために3年間、この鯨の捕獲を停止し、この間、研究を進め、管理基礎を確立すべきだというのがセイシェル提案である。

Bの点、つまり不確実な資源評価が長期にわたって続いた場合、管理結果はどうなるか？ 資源が過大に評価されつづけている場合には当然資源は急速に減少し、いつかの時点で誤まった評価の結果がかなりはっ

きりとでてくる。この場合、事態が甚だしく変化しない以前に資源評価の誤りを見出さなければならない。このような現象はNMPを忠実に実施しておればチェックすることが可能である。しかし、現時点ではこの方式が導入されてまだ十分な時間が経過していないために、NMPがどの程度効果的であるのかを判断することはできまいというのが科学小委員会のおおかたの見解であった。

Cの点、つまり捕鯨停止中に鯨の資源の動向について十分な情報が提供されるかどうかという問題がある。鯨の妊娠状態、性比、年齢、体長と年齢との関係などは鯨を捕獲しなければ調べようがない。標識放流も回収できないし、資源密度を表わす単位努力当り捕獲数もえられない。これらの情報はストックの動向、内部の構成などを知るためには不可欠である。捕獲をせずに目視調査などを充実させて資源量を推定するという主張もあるが、莫大な費用を投じて、得られる情報には限度がある。

第31回年次会議では数多くの捕鯨禁止の提案がなされ、これらがパナマ案に集約された。この案を更にデンマークが修正し、以下のような提案となった。

i) ミンククジラを除くクジラを母船又は母船に附随したキャッチャーで捕獲又は処理をすることを暫定的に禁止する。

ii) 11条に規定されているものを除き、陸上基地又は陸上基地に附随したキャッチャーで捕獲又は処理をすることを暫定的に禁止する。

票決の結果 i) は本会議で採択され、ii) は $\frac{1}{4}$ の票を獲得できなかった。この時点で南氷洋のミンクを対象とするものを除き、すべての母船式捕鯨はモラトリアムの対象になってしまった。

1980年の第32回年次会議でも捕鯨禁止に関するいくつかの提案があった。すべての商業捕鯨のモラトリアム提案の主旨は、IWCが鯨の過剰捕獲を防止できないでいること、資源評価が不確実であること、捕鯨方法が倫理的にみて問題があることなどであった。この提案に対し、日本はモラトリアムは条約の5条(2)に違反していること、捕鯨禁止によって鯨肉の消費者の利益が失われること、職を失うものが多数であるが、彼等の多くは再就職が難しいことなどをあげて反対した。アイスランドは昔から海の資源に依存してきた歴史を強調し、これに反対した。カナダ及び南アフリカは鯨は収獲すべき資源であるという見解を述べた。投票の結果は商業捕獲のモラトリアムは採択されなかった。引つづきマッコウクジラのモラトリアムに関するセイ

ジェル提案が票決された。1980/81年から3カ年間南半球で、1981年から3カ年間北半球で、それぞれこの種の鯨の捕獲枠をゼロにするという内容のものであった。この提案に対し日本は、日本の沿岸漁場は北西太平洋漁場の4%にすぎず、北西太平洋における捕獲可能なマッコウの頭数は19万と推定されているので、現在の捕獲は0.9%にすぎないことを強調した。票決の結果、この提案は否決された。

第33回年次会議(1981年)には多数の新規加盟国が出席した。中華人民共和国、インド、ジャマイカ、ウルガイは昨年(1980年)の年次会議以降加盟した国々であり、コスタリカ、セント・ビンセントは会議期間中に加盟手続を終った国々である。このほかドミニカも新しいメンバーであるが欠席している。これらの国々の多くは直接捕鯨との利害関係はもたず、非捕鯨国又は団体のすすめに応じて加わったものであり、票決のための員数確保であることは明瞭である。この頃から捕鯨禁止は理くつではなく、票決の際の数のバランスの問題になってしまった。

「すべての商業捕獲の無期限禁止又はモラトリアム」の提案に対し、日本はいかなる国も管轄水域内はもとより、公海においても資源を利用する権利を有することは確立された国際慣習であり、このことはまた捕鯨条約にも認められている。また、科学小委員会が特定のストックに対し割当量を勧告している以上、一律に捕獲を禁止することは正当ではないと反論している。ノルウェー、スペイン、韓国はいずれも捕鯨国の立場を主張し、この提案に反論している。南アは1975年に捕鯨をやめた国であるが、モラトリアムには明確な根拠は見出させないと述べている。票決の結果、この案は否決された。このほか、北部大西洋における商業捕鯨に関する無期限禁止案も提出されたがこれも採択されなかった。

フランス代表は、南氷洋でのミンクを対象にした母船操業を禁止すべきだという提案をした。その理由はミンクは現在最も強度の捕獲をうけている鯨種であり、また、妊娠初期年齢が若齢化しているという事実は、資源保護について慎重な態度をとらなければならない証拠であると述べている。この提案も否決されている。

セイジェルその他の国々は研究結果が明らかになるまでの暫定措置として、マッコウクジラの捕獲数をゼロにすることを提案した。主旨は、この種のクジラの資源は甚だしく減少していること、生物学的知識が充分でないことであり、さらに、EBCは1982年から、

マッコウの製品の輸入を禁止する措置を考えていることなどをあげている。論議の結果次のような修正提案が提出された：

「1981/82年の南氷洋漁期及び1982年の沿岸捕鯨の漁期及びそれ以降、南半球におけるマッコウクジラの捕獲制限数をメス・オスともにゼロとし、北半球においては1982年漁期及びそれ以降ゼロとする。ただし、北太平洋の西部では1982年漁期及びそれ以降、捕獲制限数を未決定とし、科学小委員会の特別会議又は年次会議後の委員会によって決定される。これらの捕獲制限数は年々検討される科学的情報を基にして委員会が他の決定を行うまで効力をもちつづける」。つまり、北太平洋西部だけは未決定にするが、他の海域のマッコウの捕獲はゼロにするというものである。この提案は本会議において賛成25、反対1、棄権3という圧倒的多数で採択された。

さらにオーストラリアは商業捕鯨を5年間にフェイズ・アウトする提案を行った。この主旨も他の提案と殆んど同じであった。しかしこの案は本会議で4分の票を獲得することはできなかった。

サンクチュアリー

第31回年次会議（1979年）の科学小委員会において、セイシエルのワトソンが、インド洋に鯨のサンクチュアリーを設ける提案を行った。サンクチュアリーとは鯨に一切手をつけず、天然のままの状態を保つことを意味している。この提案は二つの部分から構成されていた。一つはサンクチュアリーの一般的概念の問題であり、他の一つはインド洋にこのようなサンクチュアリーを実際に設置するという具体的措置である。

サンクチュアリーを設ける必要があるとする意見は以下のような理由に基づいている。人為的捕殺の影響を全くうけない、いわば自然の条件を作り、ここでの生体系の中で鯨がどのような役割を果たすかを調べることが主旨であり、また、捕獲を行わないことによって鯨の生殖活動や育児活動を防ぐこともできる。特にマッコウではこの効果は大きいと説く。つまり一つは生体系の研究、他の一つは鯨の保護を目的にしている。しかし、生体系の中での鯨の調査というが、何を、どのような方法で調べるのか、全く提示されていない。かなり抽象的な目標をかかげたにすぎない。このような背景を考えるとサンクチュアリーの提案はかなり単純な操業禁止区域の設定以外のなものでもない。鯨の管理には捕獲頭数制限、体長制限、漁場、漁期制限など、さまざまな方法が適用できる。これらの

複合的方法を否定して、捕獲しないことが管理であるという考えに立っていることは明らかであろう。

実際の提案として、ワトソンは北半球では赤道の北、アフリカ大陸から東経100°までの海域、南半球は東経20°から130°の間の水域。しかしこれでは南氷洋のミンクの漁場が含まれるので、これを除くため南緯40°以北とするよう修正された。ここでも、このようなサンクチュアリー設置の是非が論じられた。本会議では票決の結果、インド洋にサンクチュアリーが設けられることが決定され、次のような内容が条約の附表につけ加えられることになった。

条約5条(1)(c)による母船式又は基地捕鯨にかかわらず、商業捕鯨はインド洋サンクチュアリーと指定された水域では禁止される。この海域はアフリカ沿岸から東経100°までの北半球で、紅海、アラビヤ海及びオマーン湾を含む。南半球では東経20°から130°で、南限は南緯55°まで。この海域では資源状態の分類のいかににかかわらずヒゲ鯨、歯鯨ともにすべて禁漁とし、その期間は10年間とする。但し5年後には結果の再検討が行われるという内容のもので、当然この期間系統的な調査研究が行われなければならない。

1982年モラトリアムの採択

第34回年次会議の科学委員会が本会議に先だちケンブリッジで行われた。ここでは小型クジラを含む数多くの鯨種、ストックが論議されたが、最も時間と努力を費したのは南氷洋ミンクと北西太平洋マッコウの資源評価であった。南氷洋ミンクでは、今回はコンピューターモデルによる解析は、努力量が不正確であるとして、用いられなかった。その結果、目視調査による結果だけが採用され、南氷洋全体で30.5万頭の捕獲可能資源の存在が認められた。しかし、このうち捕獲しうる割合についての決定で合意がえられず、かなり広い幅が提示された。北西太平洋のマッコウについても資源評価に合意がえられず、一致した勧告をつくるに至らなかった。それぞれの鯨種及びストックに関するわれわれの知識は不十分があり、したがって効果のある管理を実施することもできないので、捕獲を見合わせるという論旨につながっている。そしてモラトリアムの提案に結びつく。アメリカ、オーストラリア、イギリスなどは商業捕獲の禁止案を提示したが、結局はセイシエルの、商業捕獲の段階的フェイズ・ダウンという形のモラトリアムに収約された。

1982年、年次会議では1981年後半及び1982年前半に8カ国が新に条約に加盟しているため、捕鯨国側は票

決では明らかに不利な立場に立たされていた。1981年にはインド、セントルツヤ、ドミニカ、ジャマイカ、ウルグアイ、セントビンセント、コスタリカ、フィリピン、エジプト、ケニアが加盟し、1982年にはモナコ、西ドイツ、ベリーズ、セネガル、アンティグア・バーブータが加盟している。提案されたセイシエル案は附表10に以下の(e)項を新に加えるものである。

「この10の他の規定にかかわらず、あらゆる資源に対する商業的目的のための鯨の捕獲頭数は、1986年の鯨体処理場による捕鯨の解禁及び1985年から1986年の母船による捕鯨の解禁期よりゼロとする。この規定については、最良の科学的助言に基づく検討の下におかれるものとし、遅くとも1990年までに、委員会がこの決定の鯨資源に与える影響につき包括的評価を行い、この規定の修正及び他の捕獲頭数設置を検討するものとする」。つまり3年間の猶予期間において、次の年から商業捕鯨の捕獲枠をゼロとするものである。この案は賛成25、反対7、棄権5、欠席2で可決された。投票の結果は以下の通りであった。

反対国(7) 日本、ソ連、ノルウェー、アイスランド、ブラジル、ペルー、韓国

賛成国(20) アメリカ、イギリス、アルゼンチン、オーストラリア、デンマーク、フランス、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、スペイン、セイシエル、スウェーデン、オマーン、インド、セントルツヤ、ウルグアイ、コスタリカ、セントビンセント、エジプト、ケニア、モナコ、西独、ベリーズ、セネガル、アンチグア・バーブータ、

棄権国(5) チリー、中国、南ア、スイス、フィリピン

欠席国(2) ドミニカ、ジャマイカ

合計 39カ国

アンダーラインは今次会議からの新規加盟国である。

今回3年の猶予をもった商業捕鯨禁止案が採択された背景はかなり複雑であり、不透明な問題もあるように見受けられる。しかし、いずれにせよナンバー・ゲームの結果であることに変わりはない。捕鯨国の数は減少することはあっても増加することはなく、反捕鯨側は必要な数の新規加入を加えることができるのであるから、結果は明らかである。しかし、投票結果が反捕鯨側に有利に傾いた直接の要因は次の諸点であると思われる。

1) 新規に8カ国が参加し、このうち7カ国が賛成票を投じたこと。

2) 技術委員会でそれぞれの捕鯨の捕獲枠をかなり圧縮またはゼロにされ、本会議における枠の付与を取引材料として捕鯨側からの脱落を意図する工作が行われ、そのためスペインは賛成側にまわったこと。

3) 科学小委員会の報告に示されている勧告が、研究結果の不確実を示すものと受けとられ、中立の立場をとる国が賛成側にまわる原因をつくったこと。

などがあげられよう。過去数年間IWCの運営は明らかに常軌を逸脱してきた。捕鯨反対にも理由があるし、捕鯨側にもそれぞれ理由がある。このような場合、最も尊重されなければならない科学的情報は無視され「決定」を獲得するための「教」への工作ばかりが行われてきた。最近年の科学小委員会の場も必して客観的な判断を期待できるような形ではなかった。筆者は今まで数多くの国際漁業委員会をみてきた。そこには漁業国対沿岸国、漁業国間の配分、保存と利用など様々の問題があり、それぞれはげしい理論闘争が行われてきた。しかし、最近のIWCのような常軌を逸した例をみたことはない。

日本代表団は、この採決の直後、以下のような内容の声明をだし、その態度を明確にしている。

1. 商業捕鯨の全面停止は国際捕鯨取締条約の目的に背馳するものがあるにも拘らず、これが科学的根拠もなく提案され、単に数をたのんで採択された。これはIWCの将来を真剣に憂慮するすべての者にとって全く受け入れ難いものといわなければならない。

2. 鯨の資源は鯨種ごとに適切に管理され、合理的に利用されるべきであるに拘らず、今回の措置は一切これに考慮を払うことなく、一律に実施することを意図したものである。減少するおそれのあるすべての鯨種は既に完全に保護されており、僅かの種類の鯨について十分安全を見込んだ水準においてのみ捕獲が認められているのが実情である。

3. 日本政府は1951年、この条約に加入して以来、鯨資源の科学的調査に対し積極的かつ多大の貢献を行ってきた。さらに我國は委員会の勧告をげん正に遵守しつつ鯨資源の適正な保存、合理的利用のための管理に努めてきた。

4. しかしながら近年、この条約と関係ない感情的な論議が会議を支配するに至り、このため、本委員会の正常かつ適切な運営が阻害されるに至っている。かかる事態は「鯨族に適当な保存を図って捕鯨産業の秩序ある発展を可能とする」ことを意図する本条約の効

果を薄めるのみならず、その機能を形がい化せしめるものである。ここにおいて、かかる無法かつ非合理的な行動によって招来される結果についての責任は、本代表団及びその他本条約の義務を忠実に履行している他の代表団に帰せられるべきものではない。

5. 我々代表団は今次会议により生ずる事態に対処するため最も適切な措置をとるよう本国政府に進言する考えである。

その運営がいかに不透明なものであるにせよ、日本が加盟している国際委員会の決定であることにちがいはない。日本がこの条約の枠内にとどまっている以上、条約の定める手続に従って行動せざるをえない。勿論今回の決定に対し異議を申し立てることも条約の手続に従った行動である。しかし問題は、長期的にみて、捕鯨の将来をどのように発展させるかということになる。この点に関し、本会議中明らかにされたFAO（国連食糧農業機構）の代表の声明文の中から、いくつかの点を拾ってみることにしよう。

「現在は委員会の基本的政策の方向を決定する重大な時である。委員会はいかなる保護主義者の感覚で保護を考えるべきか、商業捕鯨に耐えうる資源の合理的利用を含めて考えるべきか」

「主要な資源はほとんどがこの数年保護されており、回復しているものと思われる。したがって、委員

会はこれらの資源のいくつかについて捕獲再開可能な時期を考慮すべきである」

「我々が現在鯨資源についてもっている知識は完全とはいえ、個々の資源からどの程度の捕獲を維持しうるかについてはかなりの論議がある。しかし、これらの疑問は健全な状態にある資源から適切かつきびしい、監視の中での捕獲を禁止する理由にはならない」。

「様々な資源がそれぞれ異った状態にあること、また深刻な枯渇状態にあるすべての鯨種または資源が既に事実上完全に保護を受けていることなどを考えれば、全面的モラトリアムには全く科学的正当性がないように思われる」

「委員会がまさに直面している主要な科学的問題は、商業捕鯨が行われていない状態でも、南氷洋の鯨資源の変化を調査する方法を見出すことである。この調査はいづれはこれらの資源の商業的捕獲の再開を検討する際に重要である」。

「管理の成功は、その資源の状況だけでなく、合理的な捕獲がどの程度維持されているかによって判断されるべきである」

「沖あみ、魚類、その他関連生物に及ぼす影響も考慮に入れて、将来の捕鯨が正しい科学的知識にもとずいて行われるならば、おそらく近いうちに、許容捕獲量を増加できる時期がくると期待している」。

I W C 加盟国 と 加盟年月

加 盟 国	加盟年月	加 盟 国	加盟年月	加 盟 国	加盟年月
1 オーストラリア	1948. 11	14 ニュージーランド注3	1949. 8	27 ドミニカ(連邦)	1981. 7
2 フランス	1948. 12	15 オランダ注4	1948. 11	28 ジャマイカ	1981. 7
3 南アフリカ	1948. 11	16 韓国	1978. 12	29 ウルグアイ	1981. 7
4 アイスランド	1948. 11	17 ベルギー	1979. 6	30 セントビンセント	1981. 7
5 メキシコ	1949. 6	18 スウェーデン注5	1979. 1	31 コスタリカ	1981. 7
6 デンマーク	1950. 5	19 セイシェル	1979. 3	32 フィリピン	1981. 8
7 日本	1951. 4	20 スペイン	1979. 7	33 エジプト	1981. 9
8 イギリス	1948. 11	21 チリ	1979. 7	34 ケニア	1981. 12
9 ソ連	1948. 11	22 スイス	1980. 5	35 モナコ	1982. 3
10 アメリカ	1948. 11	23 オーマン	1980. 7	36 西ドイツ	1982. 7
11 アルゼンチン	1948. 11	24 中国	1980. 9	37 ベリズ	1982. 7
12 ノルウェー注1	1948. 11	25 インド	1981. 3	38 セネガル	1982. 7
13 ブラジル注2	1950. 5	26 セントルシア	1981. 6	39 アンティグア・バーブーダ	1982. 7

注 1：1959年脱退，1960年9月再加盟

注 2：1966年脱退，1974年1月再加盟

注 3：1969年脱退，1976年6月再加盟

注 4：1959年脱退，1962年5月再加盟，1970年脱退，1977年6月再加盟

注 5：1964年脱退，1979年6月再加盟